

令和元年11月定例総会議事録

日 時 令和元年11月18日（月） 午前9時39分～午前10時57分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

第6号議案 買入協議の適否の判断について

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

5. 閉 会

午前9時39分 開会

○会長（坂井邦夫君）

皆さんおはようございます。令和元年11月の定例総会でございますが、全員出席いただきましてどうもありがとうございます。

今日は11月18日で、今年もあと1ヶ月ちょっと、40日余りとなりました。振り返ってみますと、今年はかなり農業災害を含めた1年であったような気がします。特に佐賀県では、集中豪雨の後、台風被害もありまして、先般の東京の会議の中で、全国的には、御承知かと思いますけれども、台風被害で宮城県の丸森町の女性の農業委員さんがお亡くなりになったということも伺っておりますし、職員さんも犠牲になられた方もおられるようで、私は今年は本当にいろいろな形で厳しい年であったような気がいたしております。

それと先般、調査会で書類が出たと思思いますけれども、綱紀粛正の問題、これもどうしても私の方からお話しせざるを得ないような、やはり厳しい年であったと思います。今まで私も農業委員をさせていただいておりますけれども、この綱紀粛正ということ自体を皆様方にお話ししなければならないようになったのもここ一、二年のような気がいたします。私たち農業委員に与えられた使命と同時に、やはり農業委員であるがゆえに厳しい立場にあるということをつくづく感じております。

特に第3条での農地の取得、あるいは第5条での転用、法的には間違いございませんけれども、いろいろな形での申請の過程で、農業委員であるがゆえに厳しい状況下にある。その辺を踏まえながら進めなければならない。

今、大豆の収穫時期でありますけれども、大豆の収穫にしても非常に品質も悪い。米の作況指数も非常に厳しい。その中で、農家の方々が考えられておられる中で、やはり農業委員に与えられた課題が厳しいことをつくづく感じておりますので、そのことを申し上げさせていただきまして、ただいまから11月総会を進めさせていただきたいと思います。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまより佐賀市農業委員会令和元年11月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出3件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知16件、報告第3号 使用貸借解約通知1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請11件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請2件、第3号議案 農地

法第5条の規定による許可申請15件、第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転9件、第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定62件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について1件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は11月8日、北部は11月11日に行っております。

また、調査会については、南部が11月12日、北部が11月13日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第12条第2項の規定に基づき、23番委員の秋吉委員、1番委員の嘉村委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書11ページから13ページ、及び15ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番、2番、4番から6番及び10番の審議結果について報告します。

第44回常設審議委員会の報告

佐賀市 農地法第4条の規定による意見聴取については、ありません。

農地法第5条の規定による意見聴取について4件。

農地法第5条関係4件については、異議なしとして佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書2ページから5ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～16

○会長（坂井邦夫君）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から16番までの16件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1

○会長（坂井邦夫君）

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書7ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2

○会長（坂井邦夫君）

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3

○会長（坂井邦夫君）

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番、2番は普通売買の案件、審議番号3番は親族間の贈与の案件です。

審議番号1番は、「新規就農」の案件であることから、調査会において申請人による説明を求めました。

申請人は、現在、会社勤めの傍ら、妻の実家のいちご農家の手伝いと共に、譲渡人である親戚の農家で米麦の手伝いをされているとのことです。

申請人に、今後の営農計画について確認したところ、譲渡人所有の機械を使い、当面は兼業で米麦の耕作を行っていき、将来的には施設園芸を行うことを考えているとの回答を得ました。

なお、委員から、地元の法人の構成員になって、地域に貢献してほしい旨の要望が出されました。

このほか、各案件についても、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

4・5・6・7・8・9・10・11

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号4番から11番までの8件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号4番、5番及び7番から10番までの6件については、普通売買の案件、審議番号6番は、親族間の贈与の案件、審議番号11番は、NPO法人が農園として利用する案件です。審議番号11番のNPO法人については、中山間地域の活性化とまちづくりを目的とする法人で、過疎地域の居住者に対して、農産物の生産と販売支援を行いながら、地域づくりに寄

与することを目的として農地を取得する案件です。

5反要件や全部効率利用要件等は適用されず、地域との調和要件のみが適用対象となります。

このほか、各案件についても、地元農業委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この8件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から11番までの8件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書10ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

○会長（坂井邦夫君）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「海苔資材置場の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、申請人は海苔養殖業を営んでいますが、年々資材が増え、既存の海苔資材置場が手狭になっている状況で、堤外地にも資材を置いているため、今般、敷地を拡張し、集約したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この案件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定

しました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号2番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「埋蔵文化財試掘（一時転用）」の案件で、申請地は公共施設に転用される計画があるとのことで、それに先立ち、埋蔵文化財の試掘を行いたく、一時転用の申請をされたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この案件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長（坂井邦夫君）

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、池田委員本人の案件となっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、池田委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。

それでは、池田委員、退室願います。

[15番池田委員 退室]

○会長（坂井邦夫君）

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設や公共施設があり、住環境が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地北側農地への通作路について確認したところ、申請地内の南北の道路を

利用し、道路の北側部分にスロープを設けることで、北側農地の所有者及び耕作者から同意を得ているとのことでした。

また、申請地北東側の保留地について確認したところ、北側農地の耕作者が当該農地の東側に居住していることから、この保留地については、通作路として利用したい旨の耕作者からの意向を受け、協議の結果、譲受人が所有し、管理を耕作者にお願いするとの説明を受けました。

なお、委員からは、保留地付近は地盤が軟弱であったため、杭柵を設けるなど、通作者に危険が生じないようにしてもらいたいとの意見が出されました。

また、申請地周辺は今後も営農が続けられることから、販売の際には、農作業への理解について住宅購入者への説明を十分に行うようしてもらいたい旨の意見が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、1577-1、1577-2については、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

1584-1については、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、1577-1、1577-2については、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)。

1584-1については、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから、この案件については申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

池田委員の入室をお願いいたします。

[15番池田委員 入室]

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2

○会長（坂井邦夫君）

次に、審議番号2番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、近隣に教育施設や公共施設があり、住環境が良いため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、申請地の南側農地が、部分的に不整形な形状で残り、面積も狭小となることから、当該農地の今後の耕作に支障が無いか確認したところ、譲受人が責任をもってパイプラインの移設を行い、当該農地を含めた農地への用水確保を行うことで、当該農地所有者及び地元生産組合との協議を済ませているとの回答を得ました。

これに対し、委員から譲受人に対し、今後の農地転用にあたっては、遊休農地の発生防止の観点などから、耕作者が耕作しにくいような農地の残し方をしないよう、強い要望が出され、譲受人からは了承する旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題な

いことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管等が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設、公共施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。18番委員。

○18番（古賀伸一君）

今回の申請分で、1点目は○○○○○○さんが結構広い面積で2ヶ所に分けておられるということで一体的な申請というような感じで、昔、5,000m²以上になったら何か規制をかけるとか、そんなことがなかったのかなという部分と、審議番号1番の北側は第1種農地、それから南のほうは第3種農地の決定について。

それから、さつきありましたように、こういう形で入り口のところを塞がれていくと、北部にもありましたけれども、こういった開発業者については、適地はどこでも適地なんですね。開発者の意見はみんな適地ということになると思いますので、先ほどもありましたように、少なくともこういう形で遊休農地の発生のおそれがあるという部分については、もう少し農業委員会としても強く、こういう申請はもっと考慮すべきだとか、条件をつけるべきじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○南部調査会長（大園敏明君）

事務局お願いします。

○事務局（川崎亘啓農地係主査）

まず1点目、審議番号1番と2番で一体の開発ではないかというお話だと思いますけれども、開発の基準は、確かに1回で5,000m²未満ということになっております。今回の申請に關しましては道が間に入っており、審議番号1番と2番は別々の案件ということで開発申請されているということで、一体の案件ではなくて5,000m²未満の案件が1件ずつということ

で申請されております。農業委員会の申請も、それぞれ1件ずつということでカウントをしております。

農地区分ですけれども、先ほど調査会長の方からも御説明がありましたとおり、真ん中に4m以上の幅員の道路、これは佐賀市道になりますけれども、水管等が埋設された道路が通っております。そこから500m以内に市立の小学校及び市立の公民館が存している農地になりますので、そこに面しているところの農地に関しましては第3種農地との判断をいただいているところでございます。

そこに面していない、奥のほうにある農地に関しましては、現在のところ10ha以上の広がありのある農地ということで第1種農地ということで判断をしていただいているところでございます。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

18番委員。

○18番（古賀伸一君）

今の分の御説明があったんですけども、外から見たといいますか、同じような建設業者があると思いますけれども、こういった形で同じ月に同じような状況、確かに分断をされているという状況ですけれども、こういう形で進めていくと、あるいは東側に新しく建売分譲もできていますよね。南部調査会でも御意見があったということですけれども、そういう状況の中でどんどんこういう形でいけるんだというのがほかの業者にも波及するという状況がありますけれども、許可を出すほうがこれでいいですよという話になっているという部分で、農業委員会としてはやむを得ないという状況ですけれども、農業委員会として逆に、こういう形で申請をしてもらう部分を、市の都市計画かわかりませんけれども、そこがオーケーを出すということについての異議を、やっぱりこちら側から意見を述べるべきじゃないかなというふうに思います。

そういう意味で、前も言いましたけれども、50戸連たんの部分がどうも——農業委員の立場からしたら、何となく便法を使うような形で進められているんじゃないかなというふうに思います。農業委員会は市長部局とは一つ線を引いていますので、ぜひその辺のところはこの委員会の中でも議論していただきて、もっと強い形での意見の具申あたりができるかなという意見を申し上げておきます。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

事務局ありますか、では、どうぞ。

○事務局（宗像 剛主幹兼農地係長）

ただいま御意見がございました。農地法の中では2件一緒にとか、それができないとかいふのはございませんけれども、開発の方で5,000m²のルールがございまして、今回2件同時に出されるという形になってございます。

先ほど御意見がございました50戸連たんについての農業委員会の考え方につきましては、今現在50戸連たん制度の見直しを検討されておりますので、そういう機会に農業委員会事務局も出席する機会がございますので、そういったところで意見を伝えていきたいと思っております。

以上です。

○会長（坂井邦夫君）

18番委員、いい御意見をどうもありがとうございました。

ほかに御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書12ページから16ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3~15

○会長（坂井邦夫君）

審議番号3番から15番までの13件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号3番は、転用目的が集合住宅の「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、不動産業を営んでいますが、申請地南側の宅地に集合住宅を建築するにあたり、その敷地だけでは駐車場が不足するため、申請地を駐車場として利用したく、申請されたものです。

申請人に、申請地東側の水路について確認したところ、集合住宅敷地からの雨水の排水先として利用するため、入居者には必ず自治会が行う河川清掃への参加を要請していくとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号4番から6番までの3件は、転用目的が「医療施設及び福祉施設の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、一体のものとして申請されたものであるため、一括審議・一括採決とし、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、病院及び老人保健施設を運営していますが、高齢化の進展に伴い、既存施設が手狭となり、支障をきたしていることから、新たに老人保健施設の建設を計画したところ、申請地は、既存施設に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、周辺農地での農作業に対し、これまでトラブルが起きていないかを確認したところ、当施設ができて26年が経過するが、防除が行われる際は事前に連絡をもらっており、窓を閉めるなどの対応をしているため一度も問題は起きておらず、近隣の農家とは良い関係を築けており、今回も耕作者の意向を受けて隣接農地との境界から30cm引いてブロックを設置するなどの配慮を行っており、これからも地元農家に協力していく旨の説明がありました。

また、申請地内に埋設されているパイプラインが破損した場合の対応について確認したと

ころ、申請人が責任をもって補修する旨の回答を得ました。

さらに、南側農道の利用について確認したところ、申請地への出入りは基本的には東側県道からのみとし、この農道については、急病患者が出た場合などに利用することとし、万が一この農道が破損した場合は申請人が補修する旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内の概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準については、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号7番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、資源リサイクル業を営んでいますが、敷地が手狭になっていることに加え、農家から農業用資材などの持ち込みも多いことから、申請地を資材置場として拡張したく、申請されたものです。

申請人に、申請地に置く資材から油等が隣接農地へ流出しないか確認したところ、申請地内では解体作業は行わず、解体については油水分離槽を設置している既存敷地内のみで作業を行う旨の回答を得ました。

また、申請地からの資材の飛散防止対策について確認したところ、周辺住民に不安を与えないよう、ネットフェンス等を設置し、敷地内が見えるような形での対策を行うとの説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの

(e) と決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、商業施設に近く、上下水道も整備されているため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に対し、委員から、申請地に通じる市道が狭いため、工事の際には、事故等に十分留意するよう意見が出されました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は「水管等が埋設された道路（4m以上）の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地の（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地の（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「駐車場」の案件で、申請人は、現在、妻と2人で借家に居住していますが、今般、申請地の北側に住宅の建築を計画したところ、駐車場が確保できないため、申請地を駐車場として整備したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地の（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、市中心部への交通の便が良く、近隣に保育園や医療施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

申請人に、住民説明会の開催について確認したところ、説明会は開催していないが、地元自治会長や生産組合長、申請地に隣接する住民には個別に説明し了解を得ているとの回答があり、委員からは、地元説明会を開催してもらいたいとの意見が出されました。

また、申請地周辺の農地の通作路について確認したところ、申請地東側の田については、

今後も東側の土手側から通作し、南側の田については、既存の乗入口を南側へ若干移設することで承諾を得ている旨の説明がありました。

さらに、南側農地の取水方法について確認したところ、申請地北側の水路から直径150mmの用水管を長さ54m埋設するとの回答があり、これに対し委員から、自然流下では、この用水管が詰まってしまうのではないかとの意見があり、これに対し申請人から、用水管の流れを良くするために、申請人が集水柵とポンプを設置し、万が一用水管が詰まった場合は地権者及び耕作者と協議を行った上で、申請人が責任を持って対処するとの回答を得ました。

加えて、今回の造成工事の際には素掘りで良いので周囲の水路の浚渫を行ってもらいたい旨の要望が出されました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号11番は、転用目的が「福祉施設の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、福祉施設を運営していますが、現在の入口では緊急車両が施設まで進入することができず、緊急時の対応に支障があるため、申請地を通路として利用したく、申請されたものです。

申請人に、施設南側の農地の一部に砂利が入れてあり車が止められていることについて確認したところ、現在は車が入らない様にしており、申請地の工事を行う際に砂利を撤去し、今後は果樹を植える計画である旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が、既存の施設の敷地の面

積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)と決定しております。

審議番号12番は、転用目的が「資材置場」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、太陽光発電事業を営んでいますが、今回、施設の新設や維持管理を行うための資材置場を計画したところ、申請地は、申請人が所有するメガソーラー施設に隣接しているため、適地と判断し申請されたものです。

申請人に、申請地は人通りが少ない高速道路の側道にあるため、不法投棄対策について確認したところ、フェンスを設置し対策を講じる旨の回答を得ました。

また、申請地までの道路幅が部分的に狭くなっていることから、使用される車両の大きさを確認したところ、日常は軽トラックや2t車を使用し、大きくても4t車までとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号13番、14番の2件は、転用目的が「店舗兼用住宅」及び「通路」の案件で、一体のものとして造成されることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

審議番号13番について、申請人は、菓子製造業を営んでいますが、現在の店舗は国道沿いではあるものの借地であり手狭でもあるため、かねてから、子供と接する時間を作りたいと考えていたこともあり、今般、住宅を兼ねた店舗の建築を計画したところ、申請地の近隣には小学校等の施設があり、住環境も良いことから適地と判断し、申請されたとのことでした。

また、審議番号14番について、申請人は、申請地の南側に居住していますが、自宅への通路が不整形で、通行に支障があるため、申請地を通路の一部として利用したく、申請されたものです。

審議番号13番について、申請人に、来客用の駐車場が足りないのではないかと確認したところ、主にお寺への配達が多く、店頭販売は少ないので来客用の駐車場は1台で十分であるとの説明を受けました。

その他、地元農業委員の説明などから転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、ともに「水管等が埋設された道路（4m以上）の沿道区域で、かつ、500m以内に2以上の教育施設等が存する農地」に該当するため、第3種農地の（ア）のaの（a）。

許可基準は、ともに「許可し得る」に該当するため、第3種農地の（イ）と決定しております。

審議番号15番は、転用目的が「農業施設」の用途区分の変更を経た案件で、申請人は、花卉の共同集荷を行っていますが、今般、土地の調査を行ったところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

以上のことから、審議番号3番から15番までの13件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号4番から6番までの3件については、転用目的が「医療施設及び福祉施設の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ、6番委員。

○6番（鶴 敏春君）

転用理由のところを見ていましたら、この転用理由は申請者が書いているわけですよね。近くに保育園や医療施設があり、中心部への交通の便も良いためということですが、確かにすぐ隣に保育園はあります。あと、小学校、中学校は結構遠いですね。

それから、医療施設というのは〇〇のことでしょうかね。

それから、中心部への交通の便が良いということ、この辺はバスは結構通っていますかね。

何かちょっと、転用理由がいま一つ納得できませんけれども、事務局よかつたら説明をお願いします。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

まず医療施設というのが、近くに〇〇〇〇病院が、ちょっと北のほうに行って右に曲がつたらあるので、そこを指しているのかなと思います。

中心市街地に交通の便がいいというのは、恐らく〇〇〇〇病院から、ちょっと行ったらすぐ263号線のバイパスが通っているので、交通の便がいいということで言われていると思います。

バスについては、こちらは実際通っていなくて、鍋島のほうであれば〇〇〇〇の〇〇〇で、東のほうであれば、〇〇〇前が一番近いバス停。もしくは〇〇〇〇病院のバス停が一番近いところですけど、車での交通の便を考えると、263号線に近いので、交通の便がいいということで書かれていると思います。

以上です。

○6番（鶴 敏春君）

それは車ですね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい。

○6番（鶴 敏春君）

車では近いかもしれないですね。病院は〇〇〇〇病院がありますね。

○会長（坂井邦夫君）

6番委員、いいですか、それで。

○6番（鶴 敏春君）

はい分かりました。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号13番及び14番の2件については、転用目的が「店舗兼用住宅」及び「通路」の案件で、一体的に造成されるのものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号13番及び14番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号15番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号15番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長（坂井邦夫君）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転、審議番号1番から8番までの8件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番から8番までの8件：35,959m²について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この8件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この8件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この8件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から8番までの8件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）所有権移転

9

○会長（坂井邦夫君）

審議番号9番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号 9 番 3,668m²について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号 9 番については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページから30ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

1～48

○会長（坂井邦夫君）

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定、審議番号 1 番から48番までの48件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号 1 番から48番までの48件

新規 5 件 : 40,167m²

更新 43 件 : 196,783.18m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この48件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この48件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この48件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から48番までの48件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書30ページから33ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画（案）利用権設定

49～62

○会長（坂井邦夫君）

審議番号49番から62番までの14件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

審議番号49番から62番までの14件

新規 3件 : 12,124m²

更新 11件 : 53,220m²

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件について、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、この14件について、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号49番から62番までの14件については、計画案どおり承認することに決定しました。

次に、議案書34ページをお開きください。

第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長（坂井邦夫君）

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長（大園敏明君）

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請を行うこととし、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書35ページをお開きください。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について

○会長（坂井邦夫君）

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定についてを議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長（井上文昭君）

報告します。

第7号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について、農業振興課からの説明を受け、調査会において審議したところ、計画案どおり承認し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長（坂井邦夫君）

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。13番委員。

○13番（福田義弘君）

2ページの図面のところで、○○さんの農地なんですけれども、四角く小さく色が塗っていないところは、これは何の施設になっていますか。

○会長（坂井邦夫君）

はい、どうぞ、事務局。

○事務局（徳永昌純主幹兼振興係長）

至急確認してお答えしたいと思います。

○会長（坂井邦夫君）

今調査中でございますので、ちょっとだけ休憩させてください。

休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時55分 再開

○会長（坂井邦夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局お願いします。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

先ほどお尋ねの件ですけど、農地の位置情報とG I S、航空写真を見てまいりましたら、更地のようになっていましたが、農地の一筆情報には載っていないので、農地以外の地目になっていると思います。

○13番（福田義弘君）

農地以外、何も建っていないわけですね。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

はい、建物も建っていないです。

○13番（福田義弘君）

はい、分かりました。（「この後、鉄塔じゃないですか」と呼ぶ者あり）

○事務局（池田輝幸農地係主査）

鉄塔ではないです。特別何か建っているような感じではなく、一体的な更地にはなってい

るんですけど、そこだけが農地から外れているという感じなので、詳しく調べればその地目等はわかると思うんですけど、今の段階では農地以外ということです。

○13番（福田義弘君）

所有者は○○さんですか。

○事務局（池田輝幸農地係主査）

農地での登録がないため、所有者も調べることができません。

○会長（坂井邦夫君）

13番委員、それでいいですか。

○13番（福田義弘君）

はい。

○会長（坂井邦夫君）

ほかに質問ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和元年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長（坂井邦夫君）

異議なしと認めます。よって、佐賀市農業委員会令和元年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和元年11月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時57分　閉会